平成２９年（フ）第６６号
熊本市北区小糸山町737番地２
債務者　伊東　照子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２４８号
青森県むつ市大平町39番31号　長津アパート
債務者　小林　正樹
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４９号
青森県むつ市大平町39番31号　長津アパート
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５号
青森市大字浜田字玉川168番地54
債務者　神　　理子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
山口県下松市大字西豊井654番地14
債務者　棟居　彩乃
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２９８号
千葉県松戸市大金平３丁目177番地の１
破産者　株式会社太平洋
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３７６号
千葉県柏市しいの木台４丁目45番地30
破産者　石井めぐみ
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４００号
山口県下関市川中豊町１丁目３番11号
破産者　村正水産株式会社
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４８０号
埼玉県吉川市高久１丁目26番地14
破産者　ヤマキ株式会社
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４８１号
千葉県流山市江戸川台西３丁目31番地の１
エステート江戸川台５―303
破産者　中野渡信敏
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４８２号
千葉県流山市江戸川台西３丁目31番地の１
エステート江戸川台５―303
破産者　中野渡美和子
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４９６号
千葉県流山市加４－６－８　コーポトネ206号、住民票上の住所千葉県流山市市野谷246番地の１（運Ａ16街区７－２）Ｉ―201
破産者　保戸田万里子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５５１号
千葉県松戸市五香７丁目59番地の２　スウィートチェリー103号
破産者　藤原　賢治
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６８４号
埼玉県越谷市東越谷５丁目10番地24
破産者　有限会社あおば運輸
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６８５号
千葉県野田市山崎2205番地の10（エンドレスヒル・Ｂ棟202号）
破産者　鶴川　孝広
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６８８号
千葉県柏市増尾台１丁目10番５号
破産者　株式会社セカンドステージ
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６９２号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間２丁目７番８号
破産者　株式会社ノーバス
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６９３号
埼玉県さいたま市南区根岸１丁目12番11―105号
破産者　石井　正和
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６９５号
千葉県流山市三輪野山２丁目７番地の19　シオンⅢ―201
破産者　鈴木　小夜
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１６６号
千葉県東金市家徳790番地
破産者　小倉つね子
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係